

雇用保険被保険者 **β** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5079 - 608327 - 2	3 フリガナ	サカモト ハルナ	4 休業等を開始した日の年 月 日	令和 7 年 4 月 29 日
2 事業所番号	1308 - 664362 - 7	休業等を開始した者の氏名	坂本 晴那	年 月 日	
5 名称	株式会社TASUKE	6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒 849 - 1322 鹿島市浜町甲 4 0 5 2 - 1 レジデンス A 2 0 5	電話番号 (080)	5603 - 7256
事業所所在地	東京都新宿区西新宿4丁目15-3 住友不動産西新宿ビル3号館7階				
電話番号	03 - 4530 - 0207				
事業主	住所 東京都新宿区西新宿4丁目15-3 住友不動産西新宿ビル3号館7階 氏名 株式会社TASUKE 代表取締役 矢田 佐江子				
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等					
7 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	8 7の期間における賃金支払基礎日数	9 賃金支払対象期間	10 9の基礎日数	11 賃金額	12 備考
休業等を開始した日	4月29日			A B 計	
3月29日 ~ 休業等を開始した日の前日	0日	4月26日 ~ 休業等を開始した日の前日	0日	0 0	
2月27日 ~ 3月28日	0日	3月26日 ~ 4月25日	0日	0 0	
1月29日 ~ 2月26日	16日	2月26日 ~ 3月25日	0日	0 0	2月26日産休開始
12月29日 ~ 1月28日	18日	1月26日 ~ 2月25日	25日	231575 231575	
11月29日 ~ 12月28日	23日	12月26日 ~ 1月25日	19日	181975 181975	
10月29日 ~ 11月28日	18日	11月26日 ~ 12月25日	22日	201750 201750	
9月29日 ~ 10月28日	22日	10月26日 ~ 11月25日	18日	164700 164700	
8月29日 ~ 9月28日	21日	9月26日 ~ 10月25日	23日	207375 207375	
8月26日 ~ 8月28日	2日	8月26日 ~ 9月25日	20日	194250 194250	
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
13 賃金に関する特記事項	所定40H			β 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 令和 7 年 9 月 4 日 (受理番号 DI00474256 号)	
14 (休業開始時における) 雇用期間	☑ イ 定めなし ; ☐ 定めあり 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)				
公所共記載業欄安定					

注意
1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 7 年 9 月 3 日 提出代行者	氏 名 熊沢 奈実	電 話 番 号 03 - 6384 - 2345
--------------------	---	--------------	--------------------------------